

## 岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

平成 22 年 9 月 3 日 決定

平成 30 年 7 月 9 日 決定

岐阜県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）及び岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成 21 年岐阜県条例第 23 号。以下「条例」という。）の規定に基づき地方独立行政法人の業務の実績に関する評価等を実施するに当たっては、以下の基本的な考え方に基づき行うものとする。

### 1 目的

評価は、地方独立行政法人の業務の実績の全体について多面的な観点から調査・分析を行い、評価すべき点や改善すべき点等を明らかにすることにより、当該法人の業務の質の向上並びに組織及び業務運営の改善及び効率化に資することを目的とする。

### 2 公立大学法人の業務の実績に関する評価

#### (1) 評価の基本方針

- ①法人化の特性を活かした取組や、公立大学法人の業務運営を円滑に進めるための工夫などを積極的に評価する。
- ②評価を通じて公立大学法人の業務運営の状況を分かりやすく示すことにより、当該法人の業務の透明性を確保し、県民への説明責任を果たす。
- ③公立大学法人への業務の実績に関するヒアリングの実施や評価結果の原案に対する意見の申出の機会の付与などにより、評価の公平性、透明性及び正確性を確保する。
- ④教育研究の特性に配慮する。
- ⑤評価の実施に当たっては、評価に係る作業が公立大学法人にとって過重な負担とならないよう配慮する。

#### (2) 評価の種別

評価委員会においては、次の評価を行う。

- ①各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）

各事業年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえて当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして評価を行う。

- ②中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（以下「見込評価」という。）

中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえて当該中期目標の期間終了時に見込まれる業務の実績の全体について総合的

な評定をして評価を行う。

③中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）

中期目標の期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえて当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして評価を行う。

**(3) 評価の方法**

評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

**①項目別評価**

事業年度評価においては中期計画に定められた各項目の当該事業年度における実施状況を、見込評価においては中期目標及び中期計画に定められた各項目の達成見込み状況を、中期目標期間評価においては中期目標及び中期計画に定められた各項目の達成状況を評価する。

**②全体評価**

項目別評価の結果を踏まえ、公立大学法人の業務の実績の全体について総合的な評定を行う。

**(4) 評価の進め方**

**① 報告書の提出**

公立大学法人は、法第 78 条の 2 第 2 項の規定に基づき、各事業年度終了後 3 か月以内に、同条第 1 項各号に規定する事業年度における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。

**② 評価の実施**

評価委員会は、提出された報告書及び公立大学法人へのヒアリングの実施等により業務の実績を調査・分析し、その結果を踏まえて評価を行う。

**③ 意見の申出の機会の付与**

評価委員会は、評価結果の決定に当たり、公立大学法人に対し、評価結果の原案に対する意見を申し出る機会を付与する。

**(5) 評価結果の活用**

① 公立大学法人は、評価の結果を踏まえ、法人の組織及び業務運営の改善に取り組むものとする。

② 知事が次期の中期目標の策定及び次期の中期計画の認可をするに当たって、評価委員会が法第 25 条第 3 項及び法第 78 条第 4 項の規定による意見を述べる際には、当該中期目標の期間の各事業年度の事業年度評価の結果並びにその後の中期目標及び中期計画の達成の見込み等を踏まえるものとする。

③ 知事が法第 79 条の 2 第 1 項の規定に基づき公立大学法人の業務の継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たって、評価委員会が同条第 2 項の規定による意見を述べる際には、当該中期目標の期間の各事業年度の事業年度評価の結果並びにその後の中期目標及び中期計画の達成の見込み等を踏ま

えるものとする。

### 3 地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）の業務の実績に係る評価に関する知事への意見

#### (1) 意見陳述の基本方針

知事が地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を行うに当たって、評価委員会が法第 28 条第 4 項又は条例第 2 条第 2 号の規定による意見を述べる際の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- ①法人化の特性を活かした取組や、法人の業務運営を円滑に進めるための工夫などを積極的に評価する。
- ②評価を通じて法人の業務運営の状況を分かりやすく示すことにより、法人の業務の透明性を確保し、県民への説明責任を果たす。
- ③法人への業務の実績に関するヒアリングの実施などにより、評価の公平性、透明性及び正確性を確保する。

#### (2) 意見陳述の進め方

評価委員会は、知事へ提出された報告書及び法人へのヒアリングの実施等により業務の実績を調査・分析し、その結果について、知事に対し意見を述べる。

#### (3) 評価結果の活用

- ① 知事が次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可をするに当たって、評価委員会が法第 25 条第 3 項及び条例第 2 条第 1 号の規定による意見を述べる際には、当該中期目標の期間の各事業年度の事業年度評価の結果並びにその後の中期目標及び中期計画の達成の見込み等を踏まえるものとする。
- ② 知事が法第 30 条第 1 項の規定に基づき法人の業務の継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たって、評価委員会が同条第 2 項の規定による意見を述べる際には、当該中期目標の期間の各事業年度の事業年度評価の結果並びにその後の中期目標及び中期計画の達成の見込み等を踏まえるものとする。

### 4 その他

- (1) 評価委員会は、この「基本的な考え方」に定めるもののほか、公立大学法人の事業年度評価、見込評価及び中期目標期間評価について、評価の実施に関する要領を定めるものとする。
- (2) この「基本的な考え方」は、必要に応じ、評価委員会の決定により改正することができるものとする。